

[小 - 1]

当用漢字表・当用漢字音訓表・送りがなのつけ方・現代かなづかいにおける現行の趣旨、現状、改善意見と予想される問題点

当用漢字表について

[現行の趣旨]

- ……これ(わが国において用いられる漢字の数)を制限することは、国民の生活能率をあげ、……(訓令)
- ……日常使用する漢字の範囲を次の表のように定める。(告示)
- 法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの。(まえがき)
- 固有名詞については、別に考える。(まえがき)
- この表の漢字で書き表わせない語は(ア)別のことばにかえる。(イ)かな書きにする。(使用上の注意事項)
- ふりがなは原則として使わない。(使用上の注意事項)
- 専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。(使用上の注意事項)

[現 状]

- 教科書・法令・公用文書・新聞などでは、(ア)同音の漢字による書きがえ、(イ)まぜ書き、(ウ)かな書き、(エ)言いかえをし、また、表外字にふりがなをつけて用いている。なお、法令・公用文書でも、^{x x x} 藍綬褒章・俸給・^{x x} 参酌・失踪など表外字をふりがなをつけないで用いることもままある。
- 新聞では、いわゆる補正資料によって、当用漢字表を補正して用いている。したがって、当用漢字 1,850 字中、28 字を用いず、表外の 28 字を用いている。

- 教育では教科用図書検定基準によって、小学校では原則として別表の漢字に限り、やむを得ずそれ以外の漢字を用いる場合は、初出の際に読み方を示すことになっている。中学校・高等学校では、原則として当用漢字表の範囲内に限り、やむを得ずそれ以外の漢字を用いる場合には、初出の際に読み方を示すことになっている。
- 雑誌および一般社会(共通の広場)では、必ずしも当用漢字表の範囲でまかれていない。

[改善意見と予想される問題点]

(1) 字種の入れ替え・字数の増(減)を行ない、性格は現行どおりとする。

ア 現行どおり2種の表とする。

イ 適用分野に応じて3種の表を設ける。

<問題点> これまでの経験によって、表記上ぜひともほしい漢字を加えたり入れ替えたりすれば、現在の不便・不自由はある程度解決するであろうが、依然として拘束感は残る。3種の表とすれば使用上不便ではないか。

(2) 制限的な色彩をゆるめる。

ア 基準(なるべくここに掲げられている漢字でまかうことを意味するものであり、これ以外の漢字は、どの字でも使用を禁止するものではないがなるべく用いないようにしたいという趣旨。)

<問題点> 表外字の使用は各自の主觀にゆだねられるから、全体としては、漢字の無制限使用につながる可能性がある。

イ 一応の基準(漢字の使用をなるべく自由とする趣旨のもので、いわば参考的なものといえよう。)

<問題点> 漢字の無制限使用を助長する傾向となり、かつ、漢字表制定の意義が薄れる。

(3) 基本度に応じて3種ぐらいの基本漢字表を決める。

<問題点>

ア 「基本」という考え方について明確にする必要はないか。

イ できた表を、「範囲」にするか、「基準」にするか、「一応の基準」にするかを決めなければならないのではないか。

ウ かりに決定したとしても、3種の表では使用上の不便はないか。

(4) 適用分野を限定する。

ア ほぼ現行のものを義務教育だけに限定して適用し、他の分野を自由にした場合。

<問題点>

(ア) 一応目にふれさせる程度のものとしても、社会一般が無制限ということであれば、社会に出てから読めない漢字が相当あって困りはしないか。

(イ) 読み書きともに必修させるものとしては学習時間・習得能力からみて不可能であり、やはり別表のようなものが必要となろう。

(ウ) 現に社会に出て活躍している人々にとっても、急に法令・公用文・新聞・雑誌・一般社会での漢字使用が無制限の状態となれば困りはしないか。

(エ) 義務教育期間だけに適用ということになれば、教育的観点を中心として考えるべきであり、教育課程審議会との関連を考慮する必要がある。

イ 教育・法令・公用文だけに限定して適用し、新聞・雑誌・一般社会を適用外とした場合。

<問題点> 適用する分野と、適用外の分野との間で、国語の書き表わし方のずれが大きくなると思われる。

ウ 教育・法令・公用文・新聞・雑誌・一般社会に対して適用する場合。この場合には、教育・法令・公用文に対しては、「範囲」として適用し、新聞・雑誌・一般社会に対しては、「基準」あるいは「一応の基準」として適用することが考えられる。

<問題点> 「基準」(「一応の基準」)として適用する分野の積極的な協力が必要である。

当用漢字音訓表について

[現行の趣旨]

- 当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の音訓を整理することが必要である。(訓令)
- 日常使用する漢字の音訓の範囲を、おおむね次の表のように定める。(告示)
- 各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したものである。(まえがき)
- ……おおむね……形のみを掲げてあるが、…………に使ってさしつかえない。(使用上の注意事項)
- ただし、……名詞の形のみを掲げてあるものは動詞には使わない。(使用上の注意事項)
- つぎのような(音韻の変化・連濁・延音・転音など)熟字は使ってさしつかえない。(使用上の注意事項)

(注: 「今日」を「きょう」、「紅葉」を「もみじ」などのいわゆる熟字訓)
は認められていない。

[現 状]

- 教科書・法令・公用文では、だいたいこの趣旨によって実施されているが、不注意や気づかずには使われることは絶無ではない。
- 新聞では、「海女」「あま」、「夏至」「げし」と読むようなものを慣用表記として積極的に認めているほか、実際の紙面では、音訓はある程度自由に使われている傾向にある。

[改善意見と予想される問題点]

- (1) 音訓表そのものを全く廃止する。

<問題点> 全廃した場合は、あまりにも急激な転回であり、従来いわれていた読み方の多様性を利用した使い方が行なわれ、読みにくい語表記が行なわれるおそれがある。

- (2) 各字について必要と思われる音訓を追加するとともに、熟字としての特別の読みを認め、あわせて、現在認められている音訓のうち、不要と思われるものを削除する。
- (3) 義務教育期間中に習得させるために必要と思われる音訓を選んで、いわば、音訓別表といったようなものを作る。

送りがなのつけ方

[現行の趣旨]

- 現代国語を書き表わすため各行政機関においてよるべき送りがなのつけ方の標準を、次のように定めた。(告示)
- 今後、各行政機関においては、この方針によるものとし、あわせて広く各方面にその趣旨が徹底するよう努めることを希望する。(訓令)
- 現代口語文を書く場合の送りがなのつけ方のよりどころを示した。(まえがき)

[現状]

- 1 公用文——告示「送りがなのつけ方」に基づいた「公用文送りがな用例集」によっているが、実際にはかなりの不統一が見られる。
- 2 法令——告示に準拠して法制局が制定した「法令用語の送りがなのつけ方」によっている。語によっては、告示の許容内で、送りがなを少なくしている。
- 3 教科書——「教科用図書検定基準内規」には、告示に準拠すべきことは掲げられていない。一つの教科書で不統一がなければよいことになるが、実際にはほとんど告示の送り方と一致しているといえる。
- 4 新聞——統一したものとしては、日本新聞協会編「新聞用語集」の「送りがなのつけ方」がある。これは、おおむね、告示に準拠しているが、語によっては告示以上に多く送っているものがある。それとは別に各社の送りがなの基準があって、ほとんどは告示の範囲内で規定しているが、たとえば、朝日新聞社では、告示とは別に独自の送

りがな（告示よりも少なく送る傾向をもつ。）を用いている。

[改善についての考え方と予想される問題点]

- 1 原理原則で一貫した、例外や許容を認めない簡明なものにし、厳密な準則として適用する。

<問題点> 単純な原理原則で一貫した送りがな法を定めることは、これまでの慣用とかけ離れる恐れがあり、その徹底については問題が残る。

- 2 性格は現行どおりの標準とするが、従来の慣用を重んじ、より実情に即したものになるよう、その内容を改善する。

<問題点> (1) 例外や許容が多くなり、複雑でわかりにくくものになる可能性がある。(2) 性格は標準であっても、現実的には拘束される意識が残り、その徹底については問題が残ることが考えられる。

- 3 大まかな原則を示すにとどめ、個々の語の送り方については規定しない。

<問題点> (1) 書き手の拘束される意識は薄らぐ。(2) 社会全般的には送りがなの不統一が見られるようになる。(3) それぞれの分野で、なんらかの措置をとる必要がある。(4) 個々の語の具体的な送り方については判断に迷うことがある。

- 4 いくとおりかの送りがなの類型を並列して示し、そのいずれを探るかは、各分野、各機関団体、各個人の判断に任せる。

<問題点> 3の<問題点>と同じ。

現代かなづかい

[現行の趣旨]

- ・現代国語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める。（告示）
- ・大体、現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。（まえがき）
- ・今後各官庁においては、このかなづかいを使用するとともに、広く各方面

にこの使用を勧めて……（訓令）

〔現 状〕

公用文、法令、教科書、新聞ともに、告示「現代かなづかい」に準拠しているが、一部の語の表記にはゆれがある。

〔改善についての考え方と予想される問題点〕

現代かなづかいの性格や適用分野については、従来あまり問題とされていないので、「内容上の問題点」に限って、諮問が出されている。この内容上の問題点については、具体的に種々考えられるが、これは部会審議の対象と考えられる。

[小-3] 国語施策の実施方法について

1 訓令・告示について

(1) 内閣訓令

ア 内閣訓令によって、各官庁を拘束することは、さしつかえないが、広く各方面に使用を勧めて、趣旨の徹底するように努めることを希望することについて問題はないか。

イ たとえ、各官庁に対するものであっても、国語の書き表わし方について、上級官庁が下級官庁に対して指揮することについて問題はないか。

(2) 内閣告示

当用漢字表等は、法令に基づくものでないから、法令的な効力をもつものではない。ただ、現行の文面・内容では、あたかも法令的な効力をもつかのような印象を与えていていることに問題はないか。

2 一般社会に対する周知・徹底方法について

- (1) 従来どおり、内閣告示によるが、その文面を改め、一般に対して法令的な拘束力をもつかのような印象を与えないようとする方法。
- (2) 内閣告示の形式をとらず、閣議決定にとどめる方法。
- (3) 内閣告示によらず、文部省告示にする方法。（文面についてはじゅうぶん考慮することは、いうまでもない。）

（注 この場合、文部大臣限りで処置する場合と、閣議了解とか、
閣議申し合わせなどの手続きを経て、処理する場合がある。）

- (4) 文部省告示の形式をとらず、文部大臣の決定にとどめる方法。
- (5) 国語審議会の決定だけにとどめる方法。

備考 上記の(2), (4), (5)の場合は、適宜な周知方法を講ずるものとする。